



Global Tax Update

ドイツ

デロイト トーマツ税理士法人

2015年10月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

ドイツ下級税務裁判所がオーナーシップ変更ルールを明確化

ドイツ下級税務裁判所は、オーナーシップ変更ルールにおける一体として行動する者の定義に関し、ドイツ税務当局の解釈を否定した。

ニーダーザクセン州の下級税務裁判所による2015年2月26日の判決においては、オーナーシップ変更ルールにおける「一体として行動する者」に関する税務当局の広義の解釈が否定されている。下級税務裁判所は、一体として行動する者について、欠損法人の持分を協調かつ一体として取得することだけでは不十分であり、当該投資に関し、共通の経済的利益を追求しなければならない、また、これはオーナーシップ変更時においてなされている必要があると結論付けた。

ドイツのオーナーシップ変更ルールに関し、直接または間接に50%超の持分が、関連者や一体として行動する者と共同して、一の取得者に対して移転することは、繰越欠損金、繰越利子および当期損失の消滅につながる可能性がある。25%から50%までの持分が、関連者や一体として行動する者ととともに、一の取得者に対して移転するときには、当該欠損金等はプロラタで消滅する。そして、5年以内の持分の変更は、合算して考慮される。

本件において、ドイツの有限会社(以下「ABC GmbH」)は、ドイツの欠損法人の持分を53%保有していた。株主のAとBがABC GmbHの持分

をそれぞれ37.37%保有し、Cは24.54%保有していた。A、B、Cはその全部の持分を、ドイツの欠損法人の直接または間接の3株主に移転させた。この結果、取引後には、どの新株主もABC GmbHの株式の3分の1を保有した。間接的に、33.33%に53%を乗じた17.67%のドイツ欠損法人の持分が、新株主に移転された。税務当局は、協調かつ一体的な取得であることを根拠として、ABC GmbHの新たな3株主は、一体として行動する者であるとみなし、結果として、繰越欠損金が消滅すると主張した。

これに対し下級税務裁判所は、一体として行動する者の意義に関して、税務当局による見解やこれまで提供された一般的なコメントを否定した。これによれば、欠損会社の株式を単に複数の直接または間接の株主により保有するだけでは、一体として行動する者としての基礎を構成する共同共通の利益があるとはみなされないものとした。これは、企業の経済的発展の共通の利益に対しても適用される。一つの例として、税務裁判所は、一般的に、上場会社のすべての株主は、投資先企業の経済的発展に対して共通の利益を有していることに言及した。すなわち、税務当局の見解によれば、上場企業すべての繰越欠損金についてリスクと考えられてしまう。

税務裁判所は、また、オーナーシップ変更ルールの法制化の経緯において、立法者は、一体として行動する者は、欠損法人を共同で支配する取得者であるとしていたことにも言及した。当該法制化の経緯に基づき、税務裁判所は、共通した利益を追求するグループとは、欠損法人を共同して取得し、取得後に当該法人に対して共同で影響力が行使できるもの結論付けた。そして、共同で当該会社に対して影響力が行使できることとは、決議に関する合意書、合併契約書、その他拘束力のある合意書で検証することができ、当該合意書等が必要である最終的な時点としては、当該取得時点とした。このため、単に、将来的に共同で管理をする可能性があるというだけでは不十分である。すなわち、取得者の集団が、当該会社を実際に共同で管理するかどうかに関係する。このため、一体として行動する者という用語は、欠損法人の 25%または 50%を超える持分の取得時において、部分的または全部の欠損金消滅という状況を避けるために、非常に狭く解釈されなければならない。

下級税務裁判所は、たとえ、当該取得が、取得者間で当該取得に関して明らかに協調して行われたとしても、ABC GmbH 株式取得時において、取得者間において、将来対象会社を共同で管理する追加の合意がされているという事実とはならないと結論付けた。すなわち、協調かつ一体として取得すること自体は、対象会社を将来共同して管理することを意味しないとされた。結果として、税務裁判所は税務当局の主張を棄却した。

当該税務裁判所の決定は、オーナーシップ変更ルールに関する一体として行動する者の定義に関する初めての解釈であり、納税者に重要なガイドラインを提供するものである。なお、税務当局は、連邦税務裁判所に対して控訴しており、当該控訴に対する結論はまだ出ていない。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte & Touche GmbH, Japanese Services Group

Düsseldorf

佐藤 光俊 +49-(0)211-8772-2099 misato@deloitte.de

金井 聡 +49-(0)211-8772-2474 skanai@deloitte.de

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。